

令和 5 年 度
第 2 回

国民健康保険運営協議会議事録

令和 5 年 11 月 16 日（木）開催

加古川市健康医療部国民健康保険課

1 日時 令和5年11月16日(木) 午後2時から午後2時30分まで

2 場所 加古川市役所 新館9階 191会議室

3 出席者等

(1) 委員出席者 10名

(2) 委員欠席者 2名

(3) 事務局出席者 9名

会 議 次 第

1 開会

2 議事

協議事項

・加古川市国民健康保険料の料率見直しについて

その他

3 閉会

事務局

定刻前ではございますが、すでに委員の皆様もお揃いでございますので、ただいまから令和 5 年度第 2 回国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

まず初めに、資料の確認をさせていただきます。

当日配布資料としまして、加古川市国民健康保険料の料率の見直しに係る諮問書をお配りしています。

本日の協議会には、委員定数 12 名に対し、10 名の委員にご出席をいただいております。よって、本日の国民健康保険運営協議会は、協議会規則第 4 条第 3 項に規定しております定足数、委員の定数の 2 分の 1 以上に達しており、ここに会議が成立しておりますことを、ご報告いたします。

それでは、この後の議事運営につきましては、会長にお願いすることとなりますので、会長、よろしく願いいたします。

会長

会議開催にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

(会長挨拶)

それではただいまから議事に入ります。

ご協力よろしく願いいたします。

議事に入ります前に、加古川市国民健康保険運営協議会規則第 7 条に規定する、本日の議事録署名委員を指名いたします。

続きまして、協議事項「加古川市国民健康保険料の料率の見直し」について議題といたします。

本件は 11 月 16 日、本日付で、市長から当協議会に対し諮問がありました。事務局から説明をお願いいたします。

健康医療部長

失礼いたします。

それでは私の方で、市長からの諮問書を代読させていただきます。

《諮問書代読》

よろしく願いいたします。

それでは続きまして事務局から資料の説明の方をさせていただきます。

失礼いたします。資料の差し替えがございまして、本日お渡しいたしました2枚の資料、これをページに沿って見開きでご用意いただいでよろしいでしょうか。

それでは、加古川市国民健康保険料の料率の見直しについて説明をさせていただきます。

まず冒頭の部分、本市の国民健康保険料率ですが、県から提示されている標準保険料率と大きく乖離し、収入に差が出ています。現在までは基金を活用し、その差を埋めてきましたが、基金が残りわずかとなっており、このまま維持していけば、令和6年度には収支が赤字に転じる見込みとなっておりまして。

加えまして、現在兵庫県下の保険料の水準を統一するという動きがあり、令和9年度には、その統一が始まるため、以上2点から、保険料率の改定が必須となっております。

1 国保会計の現状推測についてですが、グラフをご覧ください。左から、令和4年度の決算、令和5年度の見込み、令和6年7年8年度の推測で並んでおりまして、それぞれに、左側に歳入、右に歳出となっております。

“県歳入”の上の方には、点線で囲った部分、ここは、実際に不足している金額となります。

これにつきましてはまた後に拡大したグラフで説明いたしますが、まずこの下の薄い部分、こちらにつきましては、左側の歳入の方が普通交付金、右の方が医療費などの保険給付となります。

こちらについては、国・県の支出金と各市町の事業費納付金から支出される普通交付金によってほぼ保険給付が成り立っております。

実際に問題になってきているのがこの上の部分になっていきます。

先ほど申しあげました交付金の中でも、市町が担当する部分、事業費納付金といいまして、まず兵庫県単位で決まっております、それを、被保険者の数や、被保険者の所得額総額等で、市町ごとに割り振って分担する金額になります。

この事業費納付金とそのために必要な収入というのが、次のページ、図2納付金部分の拡大図で示しています。令和4年度から右に進んでいくわけですが、この歳入の部分、赤いところが現年の保険料で、次の下の範囲のところは滞納繰越分、昨年度までの未納分の繰越分です。あとは県支出金などです。右のグラフで青い部分が事業費納付金、それと特定健康診査等の保健事業費の金額。これらを保険料で賄うということになっておりますので、ここでの収支が一致すれば、財政としては、収支均衡する形になってきます。

実情は、基金でこちらの不足額に対し充当して運用していますが、表1及び図3を見ていただきますと、基金残高の状況は、令和4年度当初で10億

5,600万円、令和5年度当初で8億9,800万円、令和6年度には4億7,700万円の残高となると想定しています。令和6年度には、不足額が基金残高を上回り、赤字となる見込みとなっております。

続きまして次のページ(3ページ)ですが、保険料の見直しが必要なもう1点の理由が、『県下の保険料水準統一』です。国民健康保険は、被用者保険(いわゆる社会保険)と比較しまして年齢構成が高く、それに伴い医療水準が高くなっています。加えまして、年金収入のみ方が多いということもあり、所得水準の平均が低くその所得に占める保険料負担が大きくなっています。

また、現在では市町単位での運営ですが、例えば神戸市のような人口規模が大きな母体であれば良いですが、人口規模の小さな町も1つの単位として保険者となっていると、一時期に保険給付が多くなってしまって、たちまち運営ができなくなることも考えられるため、こういった不安定さを解消するため、国の施策としまして、平成30年度から保険者の『都道府県化』が開始されまして、兵庫県においても、財政の主体は県となっております。

更なる健全運営ということで、地域内の同一サービス、同一料金化を進めるにあたり、兵庫県国保運営協議会において、県・市町で協議を重ねた結果、令和4年度に「兵庫県における保険料水準の統一に向けたロードマップ」が採択されまして、令和9年度からの県下保険料水準の統一が決定されました。

また、今年度に国民健康保険法も改正されまして、それに基づいて設定されましたプランの中では、都道府県単位での保険料水準の統一の期限も明記されています。

そのため、標準保険料率を適用する必要があるのですが、現行の保険料率とは大きく乖離しておりますので、引き上げが必要になっているところと、

また冒頭でも説明いたしましたとおり、標準保険料率についてですが、市の担当分の事業費納付金、こちらを支払うために必要な保険料率です。

これはまず、国の係数などが決まり次第、県全体での納付金を決定し、それを被保険者数や所得等で割り戻して事業納付金を決定し、それを賄うための保険料率が決まる形になります。

現在、本市の現行の保険料率と標準保険料率がどれくらい乖離しているかと言いますと、それを示しているのが表2の本市の現行保険料率と、令和5年度標準保険料率の比較です。

こちらは、医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分、それぞれ所得割、均等割、平等割で整理をしております。

1段目に現行の保険料率、2段目に標準保険料率、この2つの差分を3段目に示しています。医療分については、均等割は下回っていますが、所得割

及び平等割については上回っています。後期高齢者支援金等分は、全て標準を下回っており、特に所得割で1%以上、均等割でも、1人当たり5,000円以上の開きがあります。介護納付金についても、所得割0.24%、均等割4,000円以上、平等割も1,000円以上とかなり大きな乖離が発生しています。

続いて 3 令和6年度以降の保険料率（事務局案）についてですが、今回はこの保険料の見直し、保険料率について審議いただくということで諮問させていただいたところですが、事務局案といたしましては、説明させていただきました2点の状況、

1つ目は、標準保険料率と現行保険料率の乖離による保険料差額分を補填する基金が枯渇してしまうこと。

2つ目は、令和9年度からの兵庫県下統一の標準保険料率が、原則、全市町に適用されること

から、本市の令和6年度以降の保険料率については、兵庫県から示される標準保険料を適用したいと考えております。

ただし、令和6年度から令和9年度まで3年間ございますが、この時点で標準保険料率を設定したとしても、来年度を終えた時点で赤字になる場合や、極端な黒字になる場合には、据え置きなどの選択肢などもございますので、今後3年間の大筋の方針としては標準保険料率に合わせるということですが、1年ごとに見直しをしたいということで、令和7年度以降も諮問させていただきまして、保険料率を決めていくことについて意見をいただきたいと考えております。

続きまして、他の自治体と比べてどうなっているかという説明をさせていただきます。

次のページ（4ページ）4 保険料率の状況についてですが、他の自治体との比較の中で、表3では、神戸市、姫路市、同規模の明石市、宝塚市との比較を挙げております。

まず、神戸市の差分ですが、全項目につきまして、現段階ですでに標準保険料を上回っております。

姫路市は、まだ不足部分がありますが、その差は1,000円単位であったり、率も0.02%となっています。明石市も標準保険料にかなり近づいています。宝塚市も、標準保険料率と差が縮まったような状況ですが、加古川市は特に、後期高齢者支援等分、介護納付金分はかなり大きな開きがあります。

続きまして東播2市2町の状況はどうなのかというところですが、高砂市は、後期高齢者支援金等分、介護納付金分については、既に標準保険料率に完全に一致しております。医療分も、あまり大きな差ではありません。稲美町及び播磨町については、加古川市と同様の状況です。

続きまして5ページに移ります。

現行の保険料率が、県下でどれぐらいの位置にあるかをグラフで示しております。医療分は所得割及び平等割の方は上位の方にあり、すべて合わせても中位ぐらいと思われます。

一方、後期高齢者支援金等分は、所得割は県下で一番安い水準になっています。

次のページ（6ページ）移ります。

均等割も、一番安い水準であり、平等割について下から2番目の水準となっています。

介護納付金分は、後期高齢者支援金等分に比べますとやや上位ではありますが、当市の保険料はかなり低い状況になっています。

続きましては、今まで保険料率から説明いたしましたが、実際に、金額としてどれぐらいの影響が出てくるのかを説明いたします。

次のページ（7ページ）移ります。

まず国保加入者の方で一番多い世帯モデル①として「夫妻（65歳以上）の2人世帯」の場合、現行保険料15万7,800円。

これが令和6年度に、標準保険料率を適用すると、17万4,200円、現行保険料から1万6,400円、上昇率は10.39%、

1人当たり683円/月、世帯当たりでは1,367円/月上昇します。

令和7年度は17万9,100円、前年度から4,900円（2.81%）増、

令和8年度は18万4,300円、現行保険料率からすると2万6,500円、16.79%増加するという計算結果になっております。

続きまして次のページ（8ページ）に移ります。

モデル②（夫・妻（40歳以上65歳未満）、子供2人（40歳未満）の4人世帯）の場合、現行保険料62万2,400円。

これが令和6年度に、標準保険料率を適用すると、68万8,700円、現行保険料から6万6,300円、上昇率は10.65%、

1人当たり1,381円/月、世帯当たりでは5,525円/月上昇します。

令和7年度は70万6,600円、前年度から17,900円（2.6%）増、

令和8年度は72万5,400円、現行保険料率からすると10万3,000円、16.55%増加するという計算結果になっております。

最後のモデル③（単身世帯（65歳以上））の場合、現行保険料が9万3,500円。

これが令和6年度に、標準保険料率を適用すると、10万1,500円、現行保険料から8,000円、上昇率は8.56%、

1人当たり667円/月上昇します。

令和7年度は10万4,400円、前年度から2,900円（2.86%）増、

令和8年度は10万7,500円、現行保険料率からすると1万4,000円、14.97%増加するという計算結果になっております。

計算結果は、あくまでも昨年中に県から通知された推計の保険料率によるものです。実際の標準保険料率というのは、年明けの1月に決まりますので、それに合わせてまたお示しできると思っておりますが、現在、推測できる状況ではこういう計算結果になっております。

資料の説明については以上になります。

会長

説明は終わりました。

冒頭の説明も含めて、ご質問・ご意見がございましたら承ります。

次回に答申しないといけませんので、そういう方向でいろいろとまたお聞きになりたいことがありましたら、せっかくの機会ですから、聞いていただいたらと思います。

(意見なし)

それでは意見はないようですので、本件については、この程度にとどめます。本件につきましては、引き続き、次回の協議会で審議を行い、答申を行ってまいります。よろしくお願いたします。

次に、「2 その他」ですが、まず、委員の皆様から、何かございましたら、お伺いします。

(意見なし)

事務局から何かありますか。

(なし)

以上をもって、議長の任を解かせていただきます。

それでは、事務局へ進行をお戻しします。

事務局

ありがとうございました。

最後に、事務局より3点事務連絡をさせていただきます。

1点目です。本日開催されました運営協議会における委員の方の報酬ですが、「加古川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に規定されている金額を、提出いただきました指定口座へ12月中に振り込みさせていただく予定ですので、後日、ご確認をお願いいたします。振り込み額は所得税控除後の額となりますので、ご了承ください。

2点目は、「カーパークつつじ」を利用されている委員の方は、この後、駐車券をお渡しいたします。

3点目は、次回、第3回の運営協議会ですが、12月21日（木）の午後2時から開催します。場所については本日と同じ場所で開催します。委員の皆様におかれましては、ご予定くださいますようお願い申し上げます。開催の日が近づきましたら、改めて開催通知により正式なご案内をさせていただきます。

事務連絡は以上です。

それでは、以上をもちまして、令和5年度第2回国民健康保険運営協議会を閉会します。

委員の皆様、本日はおつかれさまでした。